

静岡県告示第174号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年12月22日静岡県公表）の一部を次のように変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

2の表を次のように改める。

第一種特定海洋 生物資源	平成29年		平成30年	
	管理期間	管理量	管理期間	管理量
さんま	平成29年7月 から 平成30年6月	若干	平成30年7月 から 平成31年6月	(注)
まあじ	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まいわし	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まさば及び ごまさば	平成29年7月 から 平成30年6月	17,000 トン	平成30年7月 から 平成31年6月	(注)
するめいか	平成29年4月 から 平成30年3月	若干	平成30年4月 から 平成31年3月	若干

(注) 平成30年のさんま並びにまさば及びごまさばの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。